

○宅地建物取引業法第十六条第三項の登録講習の時間等を定める件

○国土交通省告示第百七十二号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十条の五第三号、第四号及び第六号の規定に基づき、国土交通大臣が定める時間等を次のように定める。

平成十六年二月二十七日

国土交通大臣 石原 伸晃

第一 登録講習科目ごとの講義時間等

① 宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「規則」という。）第十条の五第三号の登録講習科目（以下「科目」という。）ごとの講義時間は、次の表の上欄に掲げる科目ごとにおおむね同表の下欄に掲げる時間とする。

科	目	時間
宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目		十八時間
宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目		十二時間
土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目		五時間
宅地及び建物の需給に関する科目		五時間

宅地及び建物の調査に関する科目

五時間

宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目

五時間

② 規則第十条の五第三号の規定により登録講習の一部を通信の方法により行う場合は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに印刷教材その他これに準ずる教材により学習させる方法による講習をおおむね二月間実施した後、当該科目ごとにおおむね次の表の下欄に掲げる時間の講義を行うものとする。

科	目	時間
宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目		四時間
宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目		二時間
土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目		一時間
宅地及び建物の需給に関する科目		一時間
宅地及び建物の調査に関する科目		一時間
宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目		一時間

第二 登録講習教材の内容

規則第十条の五第四号の国土交通大臣が定める事項は、次の表の上欄に掲げる科目ごとに同表の下欄に掲げ

る事項とする。

科 目	事 項
宅地建物取引業法その他関係法令に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 宅地建物取引業法の章及び節ごとの概要の解説 ロ 都市計画法、建築基準法その他関係法令で宅地及び建物の取引に係る規定の概要の解説
宅地及び建物の取引に係る紛争の防止に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 宅地及び建物の取引に関する代表的な判例等の紛争事例の解説
土地の形質、地積、地目及び種別並びに建物の形質、構造及び種別に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 土地の形質、地積、地目及び種別の解説 ロ 建物の形質、構造及び種別の解説
宅地及び建物の需給に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> イ 土地取引件数、公示地価等の土地の需給の動向の解説 ロ 住宅着工件数等の建物の需給の動向の解説
宅地及び建物の調査に関する科目	<ul style="list-style-type: none"> 宅地及び建物に関する公法上の制限及び権利関係等の調査の内容及び方法の概要の解説

宅地及び建物の取引に係る税務に関する科目

宅地及び建物の取得、保有及び譲渡に係る税制の概要の

解説

備考 登録講習教材は次に掲げるものであること。

- 一 宅地建物取引業に従事する者に対し、その業務の適正化及び資質の向上を図るために必要な基礎的知識の習得を行うために必要かつ十分な内容と認められるものであること
- 二 記載された内容が新しいものであること

第三 登録講習修了試験

規則第十条の五第六号の規定による登録講習修了試験は、次の各号に掲げる要件のをすべてを満たすものとする。

- 一 科目のすべてについて、受講者の知識の習得が確認できるものとして行うものであること
- 二 登録講習修了試験の問題の作成、実施及び合否判定を厳正かつ公正に行うものであること

附 則

この告示は、平成十六年三月一日から施行する。